

診断業務における情報の取扱いについて

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会長 安藤 春久

先日、申込者の個人情報を含む書類（診断依頼票）の盗難事故が発生したことに伴い、診断業務における情報の取扱いについて改めて周知します。

1 診断員の責務

- ① 診断員は、耐震診断業務で取り扱う情報の管理に関して責務を負う。
- ② 診断員は、耐震診断業務上知り得た情報の内容を第三者に知らせたり、又は当該業務の目的外に使用してはならない。また、その業務に係る職を退いた後又は退職後においても、同様とする。

2 診断員が取扱う情報

- ① 診断依頼票（申込者の住所、氏名、電話番号、建物概要等）
- ② 診断結果報告書の作成データ、及びそのデータを格納したUSBメモリ
- ③ 診断業務上知り得た申込者に係る情報

3 情報の保管

- ① 耐震診断に関する情報は診断員が責任を持って保管する。
- ② 情報の保管については施錠のできる環境に保管するなど、盗難・紛失のおそれの無いようにする。

4 情報の取扱い

- ① 診断員は情報を複写し、又は複製を作成しない。
- ② 情報を持ち出す際は、施錠できるカバンやケース等に収納する。

5 緊急時の対応

情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、土日・休日に関わらず直ちに下記連絡先へ報告し、指示を受ける。

事故発生時連絡先

愛知県建築士事務所協会 名古屋支部

耐震診断事業部長 山田浩喜

080-3280-1198

又は

耐震診断事業副部長 佐藤泰久

090-3936-1340